

京都議定書報告の対象となる森林による炭素の吸収量

○政府は、森林総合研究所が開発した方法や新たに取得したデータなどを用いて、京都議定書報告の対象となる2005年度の森林吸収量を算出し、温室効果ガスの排出量等の補足情報として、2007年5月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に提出しました。

京都議定書報告の対象となる我が国の森林による炭素吸収・排出量（2005年度） （二酸化炭素相当量）

（単位：百万トン（CO₂換算））

	地上部 バイオマス	地下部 バイオマス	枯死木	リター	土壌	合計 ^(注)
森林全体	86.5		▲ 0.6	—	1.6	87.5
京都議定書報告 の対象森林	28.5	7.0	▲ 0.8	0.2	0.5	35.4
新規植林 再植林	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3
森林減少	▲ 1.1	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 2.4
森林経営	29.4	7.3	▲ 0.4	0.4	0.8	37.5

（注）温室効果ガスとしては、メタンや亜酸化窒素などの排出量も少量報告されているが、本表では計上していない。

出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2007.5）
京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書（2007.5）